

東庄町公共施設LED化事業 公募型プロポーザル仕様書

1. 事業名

東庄町公共施設LED化事業

2. 公共施設の種類等

東庄町役場 (1089 台) 千葉県香取郡東庄町笹川い 4713 番地 131

東庄町公民館 (720 台) 千葉県香取郡東庄町笹川い 4713 番地 131

3. 事業期間

契約締結の日から令和 17 年 3 月 31 日まで

4. 業務内容

既設照明器具を対象に、LED 導入調査業務結果を踏まえた LED 照明導入計画に基づき、LED 照明器具の導入（器具の取付工事及び維持管理を含む。）を行う。

1) 業務計画書の提出

(1) 事業者は本業務を合理的かつ能率的に遂行するため、工程毎の業務計画書を契約締結日から 25 日以内に作成の上、本町に提出し、承認を得ること。

(2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。

- ①検討業務内容
- ②業務遂行方針
- ③工程表
- ④業務実施体制及び組織図
- ⑤業務責任者、担当者一覧表及び経歴書
- ⑥その他本町が必要とする事項

2) LED 照明への取替え工事に係る業務

(1) 器具の設置工事については、関係機関との協議の上で決定すること。

(2) 取り外した既存の照明器具は、事業者が責任を持って処理すること。

(3) 工事に係る瑕疵については、本町は関与しない。

3) 維持・管理に係る業務

(1) 事業者は、事業期間内における故障等の維持管理（電気料金を除く）を行うものとする。また、維持管理に要する費用については、事業契約に含めるものとする。

(2) 点検・補修などについて、契約期間中、適切かつ迅速な対応が可能な体制を整えること。

(3) 器具の不具合等を発見したとき、又はその通報を受けたときは、速やかに状況を

確認し、照明器具交換や補修工事等必要な対応を速やかに行うこと。

- (4) 器具の不具合が、故意または過失による損害、暴動による損害、地震、噴火、津波による損害など、不可抗力によるもの以外の場合は、事業者の負担と責任において補修等の対応を行うものとする。

5. LED 照明器具の仕様等

1) 基本事項

日本産業規格 (JIS) 及び日本電気工業規格 (JIM)、その他関係する諸法令、規則及び条例などを遵守すること。

(1) 交換方法

原則器具ごと交換を行うこととする。ただし、交換に適した器具が存在しない場合は、町との協議の上で選定すること。

(2) 使用器具

- ① ISO9001 及び ISO14001 を取得している日本国内メーカーの製品とすること。
- ② 電気用品安全法に基づく基準に適合していること。
- ③ 照明器具の製造・販売の実績が 20 年以上あるメーカーの製品とすること。
- ④ LED 照明器具の製造・販売の実績が 15 年以上あるメーカーの製品とすること。
- ⑤ 製品に形式・ロットナンバーが明記され、管理がされていること。
- ⑥ 製品に使用されている LED チップは、製造業者を明確にできること。
- ⑦ 既設照明器具からの置き換えに適した寸法の器具を選定すること。
- ⑧ 既存照明器具と同等程度の照度を確保することを原則とすること。
- ⑨ 既存照明のうち、蛍光灯 (FLR40、FLR20、Hf32 など) を使用する器具については、ライトバータイプの LED 照明器具を選定すること。その際、天井に固定する器具側に LED 専用電源が備え付けられた製品を選定すること。ライトバーに電源がある製品は、耐震性の観点から不可とする。
- ⑩ 公共施設用照明器具 (一般社団法人日本照明工業会規格 JIL5004) と同等以上の性能を有する器具を原則として選定すること。ただし、適した公共施設用照明器具が存在しない場合は町との協議の上、選定すること。
- ⑪ フリッカーが発生しないこと、又はフリッカー対策をしていること。
- ⑫ 既設照明器具に付属機器及び機能がある場合は、交換する LED 照明器具も同様に付属機器及び機能を付けること。
- ⑬ 調光及び人感センサー
調光または人感センサーにより点灯及び消灯される既設照明器具については、LED 照明器具への交換後も調光または人感センサーにより点灯及び消灯できること。このとき調光スイッチは LED 照明器具に適合したものに置き換えること。
- ⑭ 入力電圧

設置場所の配電電圧に適合したものであること。

(3) 非常灯及び誘導灯

- ①既設照明器具がバッテリー内蔵型の場合、LED 照明器具はバッテリー内蔵型を採用すること。
- ②既設照明器具がバッテリー別置型の場合、LED 照明器具もバッテリー別置型とし、既設配線と接続させること。
- ③既設照明器具に相当する LED 照明器具の非常灯及び誘導灯が存在しない場合の機種選定は、町との協議の上で選定すること。
- ④定格寿命
総点灯時間が 40,000 時間以上であること。
- ⑤既存の非常灯兼用照明器具は、LED 照明器具も非常灯兼用 LED 照明器具で交換を行うこと。通常照明器具に交換し、LED 非常灯を別置する工事は不可とする。
- ⑥光源色
蛍光灯は昼白色を基本とし、電球型は電球色を基本とする。原則として既設照明器具から大きく異なるものではないこと。
- ⑦照度
JIS 照度基準等を満たす照度を保つこと。
- ⑧配光・輝度
既設照明器具から大きく異なるものではないこと。

2) 東庄町役場（多目的ホール）

(1) 変光

無線接続機能により、昼白色・電球色の光源色の切り替えができる機能を有すること。

(2) 調光

無線接続機能により、調光ができる機能を有すること。

(3) 舞台照明

舞台照明（スポットライト）については、本事業の対象外とする。

ただし、舞台照明に代わる提案があれば、提案すること。

3) 東庄町公民館（大ホール）

(1) 高天井照明器具

使用する高天井照明器具は（一社）日本照明工業会「照明器具の照明設計・施工ガイドライン」による特定天井に設置する照明器具に要求される耐震クラス A 以上とする。

(2) 構造

LED 高天井照明については、スポーツ競技、学習に影響を与えないまぶしさ低減措置（グレア対策）があり、また飛散しにくい構造であること。また、ボールが当たる

ことを想定した保護措置として、下面と側面にガードを設置すること。定格寿命期間
は安全な使用が可能であること。

(3) 舞台照明

舞台照明（スポットライト等）については、本事業の対象外とする。

6. 成果品

事業者は、以下に掲げる成果品を、紙媒体及び電子記憶媒体により、各1部納品すること。

1) 成果品一覧

(1) 施設照明等管理台帳（エクセル：LED照明への取替え後のものに限る。）

(2) 本業務に関して必要な各種資料

(3) その他本町との協議により必要とされたもの

2) 納品場所

東庄町総務課管財係

7. 履行体制

事業者は、業務全般の管理、監督及び本町との連絡、調整を行う管理責任者を置くとともに、業務に関し十分な知識、経験を有する者をもって適切に業務を行うこと。

8. 事業実施に関する事項

1) 誠実な業務遂行

(1) 事業者は、本仕様書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

(2) 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、町と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

2) 事業期間中の事業者と町の関わり

事業者は、事業者の責により遂行され、町は契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

3) 町と事業者との責任分担

(1) 基本的な考え

事業契約内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

町と事業者の責任分担は、原則として別表の「予想されるリスク分担表」（以下「分担表」という）によることとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

9. 契約に関する事項

1) 契約の変更

本事業について、仕様書記載事項の変更があった場合は、その都度協議を行い、契約変更を行う。

10. 工事仕様

1) 契約後、工事計画を速やかに作成し、町と事前に調整をすること。

2) 取り外した器具の取り扱いについては、町が方法を指定した場合は、それに従うこと。

3) 工事に係る瑕疵については契約に基づき、事業者の責任とすること。

4) 安全管理に十分配慮すること。

11. 工事計画

工事計画は、次の基準で作成すること。なお、具体的な工事計画については工事着手前に町と協議すること。

1) 工事の優先順位

町が優先と判断した箇所を優先すること。

2) 工事方法

設置する設備については、町の指定する方法、仕様等及び工事計画を遵守すること。

12. その他

1) 個々の器具の設置が完了した時点から使用の試行を開始することとし、事業期間開始までに障害が発生した場合は、速やかに町に報告し、事業者の責において修復することとする。

2) 本事業において導入する器具類は、設置終了後から発注者の所有となることから、固定資産税は非課税とする。

3) 契約方法は、債務負担行為とする。事業期間中の償却資産税は本事業に含めないものとする。

4) 履行の遂行にあたり、主たる部分以外の一部業務について、事業者が第三者に委託することを可能とする。(ただし、事前に再委託承諾申請書を町に提出すること。)

本事業の予想されるリスクと責任分担表

| 項目 | リスクの種類 | リスクの内容 | 負担 | | |
|-------------------|-------------------------|-----------------------------------|---------------------|-----|---|
| | | | 発注者 | 事業者 | |
| 共通 | 募集要領の誤り | 募集要領の記載事項に重大な誤りのあるもの | ○ | | |
| | 事業内容の誤り | 事業内容の履行が達成できない場合 | | ○ | |
| | 第三者賠償 | 調査・工事による騒音・振動による場合 | ○ | ○ | |
| | 安全性の確保 | 工事・維持管理における安全性の確保 | | ○ | |
| | 環境の保全 | 工事・維持管理における環境の確保 | | ○ | |
| | 制度の変更 | 法令・許認可・税制の変更 | ○ | ○ | |
| | 保険 | 維持管理期間のリスクを保証する保険 | | ○ | |
| | 事業の中止・延期 | | 発注者の指示 | ○ | |
| | | | 周辺住民等の反対による事業の中止・遅延 | ○ | ○ |
| | | | 設備導入に必要な許可等の遅延によるもの | ○ | ○ |
| 事業者の事業放棄、破たんによるもの | | | | ○ | |
| 計画・設計段階 | 不可効力 | 天災などによる設計変更・中止・遅延 (詳細は契約書による。) | ○ | ○ | |
| | 物価 | 急激なインフレ・デフレ(設計費に対し影響があるもの) | ○ | ○ | |
| | 設計変更 | 町の指示条件・指示の不備によるもの | ○ | | |
| | | 事業者の指示・判断によるもの | | ○ | |
| | 資金調達 | 必要な資金の確保に関すること | | ○ | |
| 工事段階 | 第三者賠償 | 工事における第三者への損害賠償義務 | | ○ | |
| | 不可効力 | 天災などによる設計変更・中止・延期 | ○ | ○ | |
| | 物価 | 急激なインフレ・デフレ(設計費に対し影響があるもの) | ○ | ○ | |
| | 用地の確保 | 資材置き場の確保 | ○ | ○ | |
| | 設計変更 | 町の指示・判断によるもの | ○ | | |
| | | 事業者の指示・判断によるもの | | ○ | |
| 工事遅延・完成 | 町の責による工事遅延・未完工による引き渡し遅延 | ○ | | | |

| | | | | |
|--------|---------------------|-----------------------------|---|---|
| | | 事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡し遅延 | | ○ |
| | 工事費増大 | 町の指示、承諾による工事費の増大 | ○ | |
| | | 事業者の指示、判断によるもの | | ○ |
| | 性能 | 要求仕様不適合 | | ○ |
| | 一般的改善 | 引渡し前に工事目的物などに関して生じた損害 | | ○ |
| | | 引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害 | | ○ |
| 支払 | 金利 | 市中金利の変更 | | ○ |
| 維持管理関係 | 設計変更 | 町の責による事業内容の変更 | ○ | |
| | | 事業者が必要と考える計画変更 | | ○ |
| | 立入許可 | 必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行 | ○ | |
| | 維持管理費の上昇 | 設計変更以外の要因による維持管理費の増大 | ○ | ○ |
| | 設備の損傷 | 町の故意・過失または施設に起因する設備の損傷 | ○ | |
| | | 事業者の故意・過失による設備の損傷 | | ○ |
| | 施設損傷 | 事業者の故意・過失または事業に起因する施設・設備の損傷 | | ○ |
| | | 不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷 | ○ | ○ |
| | 瑕疵担保 | 設置した設備に関する隠れた瑕疵の担保責任 | | ○ |
| | 不可抗力 | 火災・天災など不可抗力による設備の損傷 | ○ | ○ |
| 設備の不良 | 設置した設備が所定の性能を達しない場合 | | ○ | |
| 光熱費単価 | 光熱費単価の変動 | ○ | | |